

広告塔、広告板の高さの算定について

昭和62年11月部会

令第138条第3号に規定する広告塔、広告板の高さの算定については、次のとおり取り扱うものとする。

令第138条第1項第3号でいう広告塔、広告板の高さは下記のとおりとする。

- (1) 土地に独立して造られているものについては、地盤面から工作物の最後部までとする。
- (2) 建築物の屋上に設けるものについては、設置された部分の屋根面から工作物の最後部までとする。
- (3) 建築物との壁面に取付けたものについては、工作物自体(取付け材含む。)の高さとする。

【解説】

従来、(1)、(2)で、高さが4mを超えるものは準用工作物として扱ってきた。

(3)の場合においても、4mを超えるものについては、落下の危険性があることを踏まえ、準用工作物として取り扱うこととした。